
プロジェクト	IFRS 適用課題対応
項目	IASB 公開草案 「負の補償を伴う期限前償還要素」 (IFRS 第 9 号の修正案)

本資料の目的

1. 本資料は、IASB より 2017 年 4 月 21 日に公表された公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS 第 9 号の修正案)(コメント期限:2017 年 5 月 24 日)(以下「本公開草案」という。)の概要及びこれに対する当委員会事務局の対応案について説明し、ご意見をいただくことを目的としている。
2. なお、本論点に関する IASB における議論の概要及び当委員会事務局が行った分析については、2017 年 2 月 15 日に開催された第 11 回 IFRS 適用課題対応専門委員会においてご議論いただいている¹。
3. また、本論点は 2017 年 3 月に開催された ASAF 会議においても議題として取り上げられた。当委員会は ASAF 会議での発言内容を検討するため、第 11 回 IFRS 適用課題専門委員会で聞かれた主な意見を参考にしたほか、第 118 回金融商品専門委員会(2017 年 2 月 20 日開催)、第 51 回 ASAF 対応専門委員会(2017 年 2 月 21 日開催)からも意見を収集し、第 355 回企業会計基準委員会(2017 年 2 月 22 日開催)の審議を経て、発言を行っている。なお、ASAF 会議の内容については、第 356 回企業会計基準委員会(2017 年 3 月 13 日開催)及び第 357 回企業会計基準委員会(2017 年 3 月 28 日開催)において報告を行っている。
4. 企業会計基準委員会及び各専門委員会でご議論いただいた当委員会事務局による分析及び ASAF 会議における発言案並びにこれに対して聞かれた主な意見は(別紙 1)に、本論点に関する IASB における議論の概要は(別紙 3)に、それぞれ記載している。
5. 当委員会は、これまでの議論の経緯から、本公開草案に対するコメント・レターを企業会計基準委員会(委員長 小野行雄)から提出する予定である。

本公開草案の概要

背景

6. IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」に代わる金融商品に関する新しい会計基準

¹ 第 9 回 IFRS 適用課題対応専門委員会(2016 年 12 月 16 日開催)及び第 10 回 IFRS 適用課題対応専門委員会(2017 年 1 月 25 日開催)でもご議論いただいている。

である IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)は、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用される(早期適用は可能である)。

7. IFRS 第 9 号は、金融資産を償却原価測定する要件の一つとして、「当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息のみ (solely payments of principal and interest ; SPPI) であるキャッシュ・フローが所定の日に生じること (以下「SPPI 要件」という。)」を求めている。
8. IFRS 第 9 号の B4. 1. 11 項(b)では、SPPI 要件を満たす契約条件の例示として、負債性金融商品の契約条件に期限前償還要素が含まれている場合であっても、その期限前償還金額が実質的に元本(及び元本残高に対する利息の未払額)を表している場合を示しており、当該金額には「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」が含まれる場合があるとしている。

IFRS 第9号 B4. 1. 11項 (強調は事務局による追加)

以下は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じる契約条件の例である。

(b) 発行者(すなわち、債務者)が負債性金融商品を期限前償還すること、又は保有者(すなわち、債権者)が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻すことを認めている契約条件で、その返済金額が実質的に元本及び元本残高に対する利息の未払額(これには、契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償が含まれる場合がある)を表しているもの

9. IFRS 解釈指針委員会(以下「IFRS-IC」という。)は、特定の期限前償還要素が付された負債性金融商品について、その期限前償還金額が元本及び利息の未払額より多い可能性も少ない可能性もある場合に、当該金融商品が SPPI 要件を満たす契約上のキャッシュ・フローを有しているのかどうかについて質問を受けた。
10. IFRS-IC は、IFRS 第 9 号の B4. 1. 11 項(b)における「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」は、契約の早期解約を選択する当事者が、当該選択を受け入れなければならない当事者に対して追加の補償を支払う場合のことを指しており、要望書に記述されていた、契約の早期解約を選択する当事者が、実質的に補償を受け取る場合(以下「負の補償」という。)には、「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」に該当しないと結論づけた。
11. ただし、IFRS-IC は IASB に対し、「負の補償」を伴う期限前償還要素を有する特定の負債性金融商品に関して償却原価測定を適用することが有用な情報を提供する可能性があるのかどうか、また、その可能性がある場合に、関連する IFRS 第 9 号の要求事

項を変更する必要があるかどうか検討するように提案した。

提案の概要

12. 本公開草案では、特定の「負の補償を伴う期限前償還要素」を有する負債性金融商品について償却原価測定に適格となるようにするため、既存の IFRS 第 9 号に、以下の①例外の対象、②発効日、③経過措置に関する定めを追加することを提案している。

IFRS第9号B4. 1. 12A項 (①例外の対象)

B4. 1. 10項にかかわらず、他の点では4. 1. 2項(b)及び4. 1. 2A項(b)の条件を満たすが、発行者が負債性金融商品を期限前償還することを認めている(若しくは要求している)か又は保有者が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻すことを認めている(若しくは要求している)契約条件のみによって条件を満たさない金融資産は、次の両方に該当する場合には、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適格である(4. 1. 2項(a)の条件又は4. 1. 2A項(a)の条件を満たすことが条件となる)。

(a) 期限前償還金額がB4. 1. 11項(b)に合致しない理由が、契約を早期に解約することを選択する(又は他の方法で早期の解約を生じさせる)当事者が、それに対して合理的な追加の補償を受け取る可能性があることのみである。(第1の適格要件)

(b) 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。(第2の適格要件)

IFRS第9号7. 1. 7項 (②発効日)

[日付]公表の[案]「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS第9号の修正)により、7. 2. 5A項及びB4. 1. 12A項が追加された。企業は当該修正を2018年1月1日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

IFRS第9号7. 2. 5A項 (③経過措置)

適用開始日(又は企業がB4. 1. 12A項を最初に適用する日の方が遅い場合には、その日)において、期限前償還要素の公正価値がB4. 1. 12A項(b)に従って僅少なかどうかを、企業が当該金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づいて評価することが実務上不可能(IAS第8号で定義)である場合には、企業は、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性を、当該金融資産の当初認識時に存在していた事実及び状況に基づいて、B4. 1. 12A項における期限前償還要素を考慮に入れずに評価しなければならない(IFRS第7号の第42T項も参照)。

コメント提出者への質問内容

13. 本公開草案では、次の4点についてコメントを募集している。

(質問1) 示された懸念への対処

本公開草案における提案は、特定の期限前償還要素を有する金融資産に IFRS 第9号を適用した場合の分類に関して示された懸念に対処するように設計されている。

IASB がこれらの懸念への対処を図るべきであることに同意するか。

(質問2) 提案された例外

本公開草案の B4. 1. 12A 項で提案された例外の条件に同意するか。

(質問3) 発効日

本公開草案の 7. 1. 7 項で提案された例外の発効日 (IFRS 第9号の発効日と同じ) に同意するか。同意しない場合は、特に (早期適用は認めるとして) より遅い発効日の方が適切と考えるか。

(質問4) 経過措置

(1) 本公開草案が提案する、原則として提案された例外を遡及適用し、実務上不可能である場合には具体的な経過措置を適用することに同意するか。

(2) 本公開草案は、この例外を適用する前に IFRS 第9号を適用する企業について、具体的な経過措置を提案していないが、このような企業に対し具体的に対処する必要のある追加的な移行上の考慮事項があると考えられる場合、どのようなものがあるか²。

IASB ボードメンバーによる代替的見解

14. 本公開草案は、13人のボードメンバーのうち、11名の賛成により承認された³。カブレック氏は本公開草案の公表に反対しており、その代替的見解の趣旨は主に以下のとおりである。

AV1 カブレック氏は本公開草案の公表に反対票を投じた。カブレック氏は、IASB が IFRS 第9号を導入する間に提起された論点に対応する必要があることには全面的に同意するが、

² 現行の IFRS 第9号 7.2.27 項に以下の定めがある。(強調は事務局追加)

企業は、7.2.1 項から 7.2.26 項の経過措置を、該当する適用開始日に適用しなければならない。企業は 7.2.3 項から 7.2.14A 項及び 7.2.17 項から 7.2.26 項の経過措置のそれぞれを一回だけ適用しなければならない (すなわち、企業が適用開始日が複数となる IFRS 第9号の適用のアプローチを選択する場合に、経過措置をそれ以前にすでに適用しているときには、当該経過措置を再び適用することはできない)。 (7.2.2 項及び 7.3.2 項参照)

³ 1名は、最近 IASB ボードメンバーに就任したことを理由に棄権している。

IFRS 第 9 号を本公開草案で提案しているように修正する説得力のある理由はないと考えている。具体的には、次のように考えている。

- (a) IFRS 第 9 号における関連する要求事項は明確であり、「負の補償」を生じる可能性のある期限前償還要素を有する金融資産を純損益を通じて公正価値で測定することは適切である。
- (b) 本公開草案で扱っている論点は、修正を正当化するほど十分に幅広くはない。
- (c) IFRS 第 9 号の開発中にこの論点を提起する十分な時間があつたのに、IASB のデュー・プロセスのどの段階でもこの懸念は生じておらず、IFRS 第 9 号を発効日にこれほど近い時期に修正するための説得力のある主張は行われていない。

当委員会事務局の対応（案）

前回までの議論の概要

- 15. 当委員会事務局は、本公開草案の提案内容は、2017 年 2 月までの IASB ボード会議における議論の内容から大きな変更点はないと考えている。
- 16. また、IASB は 2017 年 3 月に開催された ASAF 会議において、2017 年 2 月までの IASB ボード会議における暫定決定について、コメントがあるかどうかを質問している。当委員会は ASAF 会議での発言内容を検討するため、IASB ボード会議のスタッフ・ペーパーに基づいた当委員会事務局による分析について第 11 回 IFRS 適用課題対応専門委員会で聞かれた主な意見を参考にしたほか、第 118 回金融商品専門委員会、第 51 回 ASAF 対応専門委員会からも意見を収集し、第 355 回企業会計基準委員会の審議を経て、発言を行った⁴。当委員会による ASAF 会議での発言の要旨及びこれに対する参加者の主な発言は以下のとおりである⁵。

<ASAF 会議における ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言>

- (1) 本論点に関しては、広範な議論の後に IFRS 第 9 号が公表された経緯を考えると、コメント期間を最短にするほどの緊急性はないと考えられる。
- (2) 商品の類型ごとに例外を設けることは、基準の複雑性をより増大することにつながると考えられる。SPPI 要件や基本的な融資の取決めの概念、単純なキャッシュ・フ

⁴ ASAF 会議までの IASB スタッフ・ペーパーに基づいた ASBJ 事務局の分析及びこれに対して聞かれた主な意見は（別紙 1）に記載している。

⁵ ASAF 会議におけるその他の参加者の発言は（別紙 2）に記載している。

ローの考え方を含む IFRS 第 9 号の分類及び測定の考え方について包括的に見直す方がよいと考える。

(3) IASB による暫定決定の内容について、次の点を懸念している。

- ① 「合理的な追加の補償」が「正の補償」である場合についても、その内容は市場金利要素のみに限定されるという新たな解釈を与える可能性があるのではないか。
- ② 実務において、金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少な場合とする判断が難しいのではないか。

<ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言>

- (1) 最低限、2018 年 1 月 1 日より前に IFRS 第 9 号の修正が間に合うようにすることを優先してコメント期間を設定している。コメント期間については、デュー・プロセス監督委員会の承認を得ている。IFRS 第 9 号を包括的に見直すことがよいのではないかという提案は理解できるが、IASB は今回の対応が最も早く本論点に対処できる最善の方法であると考えている。(IASB スタッフ)
- (2) 「合理的な追加の補償」について、市場金利の変動以外の他の要因を含めるべきではなく、これは基準の意図から明確である。IASB はこれを明確にするために何らかの記載を含めたいと考えている。(IASB スタッフ)
- (3) 当初認識時の期限前償還要素の公正価値が僅少かどうかの判断については、IAS 第 39 号では区分処理が必要であったことから、作成者は情報を有していると聞いている。(IASB スタッフ)
- (4) 意見があれば公開草案に対するコメントに記載してほしい。(IASB Lloyd 副議長)

コメントの方向性 (案)

- 17. これらの経緯を踏まえ、当委員会事務局は、本公開草案に対するコメント・レターを企業会計基準委員会（委員長 小野行雄）から提出することを考えている。また、コメントの内容に関しては、ASAF 会議における当委員会からの発言内容を踏襲しつつ、次の内容のコメントを提出することが考えられる（コメント文案は審議(2)-2を参照。）。

(質問1)示された懸念への対処について

18. 本公開草案において提案されている特定の「負の補償を伴う期限前償還要素」を有する負債性金融商品が償却原価測定に適格であるとする理論的根拠については、本来は、IFRS 第9号の包括的な見直しとあわせて検討すべき論点であると考えられるものの、償却原価測定の対象とすることが明らかに不適切であるとする意見は聞かれていないと認識している。
19. したがって、当委員会としてはIASBの提案には反対しないものの、以下の点についてコメントしてはどうか。
- (1) 本資料第14項に示したカブレック氏の代替的見解である本公開草案のAV1項と同様に考えていること。
- (2) 実務において多様な金融資産が存在することを考慮すれば、本公開草案における提案のように単一の契約上の要素ごとに例外を設けることはIFRS第9号を規則ベースの基準にすることにつながりかねないことから、本来は望ましくないと考えていること。
- (3) 将来実施されるであろうIFRS第9号の適用後レビューにおいて、現状の分類及び測定に関する基準の定めが、基準の原則的な考え方を表現できているかどうかを再確認し、必要に応じ基準の包括的な見直しや再整理が行われることを期待していること。

(質問2)提案された例外について

(「第1の適格要件」(本公開草案のB4.1.12A項(a))について)

20. 本公開草案のB4.1.12A項(a)の提案で使用されている文言は、これまでにご議論いただいた際に参照したIASBボード会議の暫定決定時のものから変更されており、「対称的」という用語は使用されていない⁶。したがって、「負の補償」が期限前償還要素の対称的な性質から生じる可能性があるものなのか(「負の補償」しか発生しない期限前償還要素を対象としているのか)どうかを読み取れないように考えられる。したがって、対象となる期限前償還要素の性質を明確にするために下線部を追加することを提案してはどうか。

⁶ 2017年1月のIASB Updateでは、「第1の適格要件」の内容は以下のように示されていた。

「当該金融資産がIFRS第9号のB4.1.11項(b)の要求事項(契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみである期限前償還可能な金融資産)を満たすはずのところ、期限前償還要素の対称的な性質の結果として要求事項を満たさない。」

(a) 期限前償還金額が IFRS 第 9 号の B4.1.11 項(b)に合致しない理由が、契約を早期に解約することを選択する（又は他の方法で早期の解約を生じさせる）当事者が、それに対して合理的な追加の補償を（支払う可能性があるのみではなく）受け取る可能性があることのみである。

21. なお、当委員会は、ASAF 会議において、本公開草案が提案する狭い範囲の修正により、既存の IFRS 第 9 号において何も言及されていない「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」の内容について、新たな解釈を与える可能性があることを懸念しており、ASAF 会議でも当該懸念を伝達している。
22. これに対し、IASB スタッフは、「合理的な追加の補償」の範囲は基準の意図から明確であり、IASB はこれを明確にするために何らかの記載を含めたいと考えていると回答している。
23. 当委員会事務局は「合理的な追加の補償」の内容の明確化は、デュー・プロセス監督委員会が、範囲が狭くかつ緊急性があると判断した「負の補償を伴う期限前償還要素」の論点への対応を超える論点であると考えている。すなわち、この新しい解釈は、負の補償を伴う期限前償還要素を有していない金融商品についても、SPPI 要件の適用のあり方を変更する可能性があると考えている。
24. したがって、特に以下の下線部で示した本公開草案の BC18 項の「例えば、」で始まる第 2 文以降及び本公開草案の BC23 項に記載された「契約の早期解約に対しての合理的な追加の補償」の内容に関する記載については今回の修正からは削除されるべきであり、仮に、IASB がこの論点について明確化する必要があると考えるならば、今回の修正案とは別に、用語の見直し等も含めて、通常のデュー・プロセスに則って対応すべき論点であると考えている旨を記載することが考えられる。

BC18 しかし、IASB は、実効金利法、したがって償却原価測定は、期限前償還金額が BC7 項(a)に記述した理由以外で B4.1.11 項(b)に合致しない場合には、不適切であることに留意している。例えば、IASB は、金融資産の中には現在の公正価値で期限前償還されるものがあり、一部の利害関係者が、そうした期限前償還可能な金融資産も償却原価測定に適格とすべきであるという見解を示していることを承知している。IASB は、このような期限前償還金額が B4.1.11 項(b)に合致しないのは、「負の補償」を生じる可能性があるからというだけでなく、当該金額が保有者を当該金融商品の公正価値の変動に晒しており、そうしたエクスポージャーから生じる契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみではないからでもあると結論を下した。当審議会は、公正価値の金額は契約の早期解約に対しての合理的な補償ではないと結論を下した。したがって、IASB は、償却原価測定は、現在の公正価値で期限前償還される金融資産に関して有用な情報を提供しないことから、そのよ

うな金融資産は本公開草案の B4.1.12A 項(a)で提案している条件を満たさないと考えている。むしろ当該金融商品は純損益を通じて公正価値で測定されることになる。IASB は、この結果は IFRS 第 9 号の全体的構造（金融資産の契約条件が単純な契約上のキャッシュ・フローを生じさせ、当該資産が当該契約上のキャッシュ・フローの回収をその目的において不可欠とする事業モデルの中で保有される場合にのみ、当該資産を償却原価で測定する）と整合的であることに留意した。金融資産が元本及び利息の支払のみよりも複雑なキャッシュ・フローを有している場合、又は、当該資産が資産の公正価値を売却を通じて実現することを目的とした事業モデルの中で保有されている場合には、当審議会は、償却原価は有用な情報を提供しないと結論を下した。関連するヘッジ手段を解約するための公正価値コストを含む金額で期限前償還可能な金融資産についても、その期限前償還金額が保有者を元本及び利息の支払のみではない契約上のキャッシュ・フローを生じる可能性のある要因に晒すことにより B4.1.11 項(b)に合致しない場合には、同じ結論が当てはまることになる。

BC23 金融資産が現在の公正価値で期限前償還可能である場合には、期限前償還の確率に関係なく、期限前償還要素の公正価値は僅少である可能性が高い。しかし、BC18 項で論じたように、その期限前償還金額は、本公開草案の B4.1.12A 項(a)で提案している条件を満たさないことになる。公正価値金額は契約の早期解約に対しての合理的な補償ではないからである。本公開草案で提案している例外は、両方の条件を満たす期限前償還可能な金融資産のみに適用されるので、現在の公正価値で期限前償還される金融資産には適用されない。当該金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定されることになる。

（「第 2 の適格要件」（本公開草案の B4.1.12A 項(b)）について）

25. 本公開草案の B4.1.12A 項(b)の要件については、これまでの議論において次の意見が聞かれている。

「第 2 の適格要件」は必要であるとする意見（（別紙 1）参照）

- ・ 当該要件についてコメントする際には、当該要件を設けること自体に反対しているという誤解を与えないように慎重に行ってほしい。
- ・ 当該要件は必要であるとは考えるものの、債務者が期限前償還を選択する可能性をもとに期限前償還要素の公正価値を僅少とする観点からは、契約上のキャッシュ・フローを分析して検討する本来的な SPPI 要件の考え方から離れていってしまう可能性を含んでいるのではないか。

26. 一方で、当委員会事務局が追加で実施したアウトリーチからは、次のような意見が

寄せられている。

「第2の適格要件」は不要であるとする意見

- ・ 現行の IFRS 第9号の B4. 1. 11 項(b)におけるいわゆる「正の補償」については、当該要件は設けられておらず、「負の補償」についても「正の補償」と同様の要件を設け、基準改訂を最小限とする観点からは不要と考えられる。
- ・ 当該要件の趣旨は、今回の提案が例外であるため、適用される範囲を十分に狭くするということだと理解しているが、ASAF 会議での米国のコメント⁷のように、事後的に公正価値が僅少でなくなる場合があり得るのであれば、例外の適用を狭くするという試みがうまくいかないのではないか。

27. これに対し、当委員会事務局は、提案の有用性は限定的なものとなる可能性を認識してはいるものの、次の理由により「第2の適格要件」は設けた方がよいと考えているため、その要否についてはコメントしないことが考えられる。

(1) 当委員会事務局は、前述のとおり、今回の改訂では「合理的な追加の補償」の範囲については言及しない（新たな解釈を追記することにより範囲を限定しない）ことを主張している。実務において「合理的な追加の補償」として取り扱われている契約条項の幅広さを把握できていない中で、「正の補償」と対称的なキャッシュ・フローをもたらすすべての「負の補償」の取扱いについて何も限定を与えない場合には、予期できない結果を招く懸念がある。

(2) IASB は、本公開草案の BC21 項において、期限前償還要素の行使に関連した契約上のキャッシュ・フローの見積りの改訂を反映するために、総額での帳簿価額の頻繁な上方修正と下方修正を認識することは、実効金利法の目的と一般に矛盾することになり、実効金利法を用いて計算される利息金額の有用性を低下させる可能性があるとして述べている。当委員会事務局も、期限前償還が行われる場合に、当初の契約条件で定められた元本及び利息が回収できない可能性があり、かつ、市場金利の動向により将来キャッシュ・フローの見積りを頻繁に変えなければならないようなキャッシュ・フローは実効金利法が適切な「単純」なものとはいえないのではないかと考えている⁸。

⁷ (別紙3) 参照。

⁸ IFRS 第9号 BC4. 172 項には、以下の記述がある。

「資産の契約上のキャッシュ・フローを評価するという IFRS 第9号の要求の目的は、実効金利法が目的適合性のある有用な情報をもたらす金融商品を識別することである。IASB の考えでは、実効金利法が適切なものは、元本及び利息のみを表す「単純」なキャッシュ・フローを有

28. ただし、企業が金融資産を当初認識する時点で、対象となる期限前償還要素の公正価値が僅少であるかどうかを、常に厳密な計算を行って判定することは負担となることも考えられる。したがって、修正案の適用をより円滑にするために、既存の IFRS 第 9 号の B4. 1. 12 項に関する結論の根拠（例えば BC4. 193 項～195 項⁹）のように、当該要件が明らかにあてはまると考えられる典型的な事例をいくつか含めることを提案してはどうか。

(質問 3) 発効日について

29. 本公開草案は既存の IFRS 第 9 号の会計処理を変更するものであることから、最終基準の公表日から発効日までの間に少なくとも 1 年以上の準備期間を設けることが考えられる。したがって、最短でも 2019 年 1 月 1 日以後開始事業年度から適用することとし、早期適用を認めることを提案してはどうか。

(質問 4) 経過措置について

30. 当委員会事務局は、我が国において本公開草案の対象となる負債性金融商品はほとんどないと認識している。一方、我が国において IFRS 第 9 号を早期適用している IFRS 任意適用企業は 50 社を超えるという調査結果を入手している。
31. 本公開草案の経過措置については、IFRS 第 9 号の経過措置と異なる取扱いを設ける必要性も乏しいと考えられることから、本公開草案の提案に同意することが考えられる。
32. ただし、既に IFRS 第 9 号を早期適用している企業については、追加の移行上の考慮事項を設けることが必要であると考えられる。前述した「合理的な追加の補償」の内容に関する結論の根拠の記載の削除が受け入れられる場合には、本公開草案の提案内容は、これまで純損益を通じて公正価値で測定していた金融商品を償却原価で測定することになる。したがって、これに対応する 7.2.8 項(a)及び 7.2.11 項について、本公開草案の提案内容を適用するにあたり、同様の経過措置を別途設けることを提案してはどうか。

する金融商品についてだけである。これに対し、BC4. 23 項に示したように、実効金利法は、元本及び元本残高に対する利息ではない契約上のキャッシュ・フローの配分には適切な方法ではない。むしろ、そうした複雑性のより高いキャッシュ・フローは、報告される財務情報が有用な情報を提供することを確保するため、契約上のキャッシュ・フローへの評価の補正（すなわち、公正価値）が必要となる。」

⁹ 関連する基準については（別紙 4）参照。

IFRS第9号7.2.8項

適用開始日現在で、企業は次の指定を行うことができる。

- (a) 金融資産を、4.1.5項に従って純損益を通じて公正価値で測定するものとして
- (b) 資本性金融商品への投資を、5.7.5項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして

こうした指定は、適用開始日現在で存在している事実及び状況に基づいて行わなければならない。当該分類は遡及適用しなければならない。

IFRS第9号7.2.11項

企業が実効金利法を遡及適用することが実務上不可能（IAS第8号で定義）である場合には、企業は次のように処理しなければならない。

- (a) 過去の期間を修正再表示する場合には、表示する各比較対象期間の末日現在の金融資産又は金融負債の公正価値を、当該金融資産の総額での帳簿価額又は当該金融負債の償却原価として扱う。
- (b) 適用開始日現在の金融資産又は金融負債の公正価値を、本基準の適用開始日現在の当該金融資産の新たな総額での帳簿価額又は金融負債の新たな償却原価として扱う。

33. また、当委員会事務局は、仮に、前述した「合理的な追加の補償」の内容に関する結論の根拠の記載が残される場合には、負の補償を伴う期限前償還要素を有していない金融商品についても SPPI 要件の適用のあり方を変更する可能性があることから、我が国の実務にも影響を与える可能性があると考えている。前述のとおり、当委員会事務局は、この点に関しては今回の修正案とは切り離して本来のデュー・プロセスに則った検討が行われるべきと考えているが、我が国の主張が反映されない場合であっても、次善の策として、追加の移行上の考慮事項を別途設けた上で、遡及適用はせず将来に向かって適用することを求めているかどうか。

カバーについて

34. 本公開草案の質問には含まれていないが、コメント期間について30日とされたことについてもコメントすることが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

本公開草案の提案に対するコメントの方向性(案)(コメント・レターを提出する旨)及びコメント・レター文案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

(別紙1)

ASAF 会議までの IASB スタッフ・ペーパーに基づいた ASBJ 事務局の分析及びこれに対して聞かれた主な意見

1. 2017年2月のスタッフ・ペーパーによれば、デュー・プロセス・ハンドブック 3.74 項に基づき、修正案により生じそうな財務報告の影響として、1月のIASB ボード会議において議論された内容を結論の根拠に含める予定としている。1月のスタッフ・ペーパーに記載された内容に関する ASBJ 事務局の分析は以下のとおりである。
 - (1) IASB スタッフは、今回の提案は SPPI 要件及び基本的な融資の取決めの概念の例外であると分析している。一方で、IASB の考え方では、実効金利法が適切なのは、元本及び利息のみを表す「単純」なキャッシュ・フローを有する金融商品についてだけであるとされている。実効金利法の適用は当初の契約条件による満期までの元本と利息が回収できるような「単純」なキャッシュ・フローを前提としていると考えられ、今回のように期限前償還があった場合に、当初の契約条件で定められた元本と利息が回収できない可能性があり、かつ、市場金利の動向により将来キャッシュ・フローの見積りを変えなければならないようなキャッシュ・フローは「複雑」なものに分類されるのではないか¹⁰。
 - (2) 今回の修正案が対象として想定しているのは、市場金利のみの変動により B4.1.11 項(b)における「合理的な追加の補償」の「符号」が変動するような期限前償還オプションが付された金融資産であることはこれまでの議論の経緯から明らかであるが、1月のスタッフ・ペーパー等による限定的な範囲の修正案の対象は「当該金融資産が IFRS 第9号の B4.1.11 項(b)の要求事項を満たすはずのところ、期限前償還要素の『対称的な』性質の結果として要求事項を満たさない」としか記載されていない。

この点、1月のスタッフ・ペーパーによれば、期限前償還額に含まれる金利差異以外の変動（公正価値の変動やヘッジ手段を終了させるために公正価値で計算される「コスト」）は、(現行の IFRS 第9号においても) B4.1.11 項(b)の要件を満たさない（「合理的な追加の補償」に該当しない）と解釈できるような記載がされている。

¹⁰ なお、SPPI 要件の狭い範囲の例外として定められている B4.1.12 項については、契約上の額面金額で期限前償還可能な金融資産にだけ適用されることから、基本的な融資の取決めと整合しているとされている（IFRS 第9号 BC4.193 項参照）。

現行の IFRS 第 9 号では B4. 1. 11 項(b)の「合理的な追加の補償」の範囲・内容を明確に定義する定めはないと認識している。我が国の実務において、期限前償還により債権者が被る損害としては、金利差異の他に、貸付のヘッジ取引として締結された金利スワップ等のデリバティブ取引の精算に伴う解約コスト等もある。仮に、狭い範囲の修正により IFRS 基準（結論の根拠含む。）にスタッフ・ペーパーと同様の言及がなされた場合、我が国の実務にも影響を与える可能性があると考えられるがどうか。

- (3) IASB スタッフの提案によれば、「追加的な適格要件」として、「企業が当該金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少である」こととしている。この要件は IFRS 第 9 号 B4. 1. 12 項の記載と同じであるが、B4. 1. 12 項については関連する結論の根拠において、購入した信用減損金融資産や市場金利よりも低利で組成される一部の金融資産を対象として想定しており、これらについては債務者が期限前償還を選択する可能性は低いことから、契約上の期限前償還要素は公正価値が僅少である可能性が高いとしている¹¹。一方、今回の要望書で取り扱われている対称的な期限前オプションが付された金融資産は、このような極端な状況を前提とした商品を対象としているものではないと考えられることから、期限前償還要素の公正価値が僅少であるかどうかの判定は実務上、非常に困難であることが想定されるがどうか。

2. 前項の分析を踏まえ、当委員会事務局が課題となりうる事項として作成した ASAF 会議における発言案及びこれに対して聞かれた主な意見は次のとおりである。

(1) 基準開発のプロセスについて

3. 今回の IASB による基準開発のプロセスに関し、次の点がいえるのではないかと考えられるがどうか。
- ① IFRS 第 9 号は時間をかけて開発され、公表日から強制適用までの準備期間も長めにとられた。特に、今回の議論の対象となっている分類及び測定に関しては、2009 年に公表され、2014 年には限定的修正も行われている。それぞれの公開草案に対しコメントする機会も与えられており、関係者が問題提起する機会は十分に与えられていたものと認識している。今回の論点も個別の商品に限定されており、コメント期間を最短にするほどの緊急性はないと考えられるがどうか。
 - ② 今回の議論については基準開発段階で把握することが可能であったと考えられるが、特段の説明がなく、このような論点が突如として議論されていることに違和

¹¹ IFRS 第 9 号 BC4. 193、4. 194 項参照。

感がある。一定の事情により適時に会計基準を修正することは理解できるが、基準開発における検討プロセスに問題があったのではないかと考えられることから、今後の基準開発における改善案を検討すべきではないか。

- ③ IASB は今回、短期間で IFRS 第 9 号の狭い範囲の修正を行うこととする理由を、広い範囲で普及しており、影響が重大であるからとしているが、その影響は特定の地域に限定されていると説明している。他にも IFRS 基準に関する要望が多くあげられており、アジェンダ協議のプロセスを経て IASB のリソースを考慮して優先順位をつけて検討することとしている中、この論点だけを優先的に対応することとしたプロセスの透明性について強い懸念を有している。今回のように緊急的に会計基準の修正というかたちで対応されると、IFRS を適用している法域間での不公平感を生じさせることになると考えられるため、国際的な会計基準設定主体としては、その方針を明確にし、十分に議論を尽くした上で基準開発を進めるべきではないか。

第 11 回 IFRS 適用課題対応専門委員会で聞かれた意見

- ・ 基準開発にあたり適切な検討期間が置かれていても、その影響に気づくことができずに緊急対応が必要となってしまう可能性はあるため、一定の配慮を示しながらどこまでコメントするかを検討するとよいのではないか。
- ・ やむをえない事情があるにしても、国際基準である以上、あるべき姿を示すという方向性はよいのではないか。

第 118 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

- ・ プロセス面の発言については同意する。
- ・ どの国で、という点について質問するのはよいのではないか。

第 51 回 ASAF 対応専門委員会で聞かれた意見

- ・ IASB がどのように受け止めているかを確認し、受け止め具合に応じたコメントを行ってほしい。
- ・ ①については、当事者でないとはよくわからないところもあるが、特に②と③については当然のことであって、むしろ指摘をして、今後の基準開発プロセスの改善につなげることが IASB への貢献につながるのではないか。

第 355 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

- ・ 当事者は緊急性があると考えていると思われるため、各基準設定主体のデュー・プロセスの観点から言及した方がよいのではないか。

- ・ SPPI 要件がわかりづらいことから把握できなかったのではないかと。
- ・ 議論の過程（IFRS-IC→IASB）で問題がなかったかを把握した上で発言した方がよい。

(2) IFRS 第 9 号における分類及び測定の見方について

4. 本論点は、償却原価を適用することが財務諸表の利用者に有用な情報を提供すると考えられるような金融資産に対しても、元本及び利息の部分以外の組込要素の存在により、金融資産全体を公正価値で測定することが要求されてしまうことに起因していると考えられる。本論点から、IFRS 第 9 号における分類及び測定の見方について以下のような課題が含まれているのではないかと考えられるがどうか。

- ① 例えば、今回のような対称的な損失補償による期限前償還オプションが有するキャッシュ・フローについて、「単純」なものであると判定する指針が不明確なのではないか。
- ② SPPI 要件及び基本的な融資の取決めは IFRS 第 9 号における金融資産の分類及び測定に関する基本的な概念であり、今回のように SPPI 要件又は基本的な融資の取決めの概念の例外とされる金融資産について、商品の類型ごとに例外を設けることは、基準の複雑性をより増大することにつながると考えられる。SPPI 要件及び基本的な融資の取決めの概念について包括的な見直しや考え方の再整理が必要ではないか。

第 11 回 IFRS 適用課題対応専門委員会で聞かれた意見

- ・ 「追加的な適格要件」は必要であるとは考えるものの、債務者が期限前償還を選択する可能性をもとに期限前償還要素の公正価値を僅少とする観点からは、契約上のキャッシュ・フローを分析して検討する本来的な SPPI 要件の見方から離れていってしまう可能性を含んでいるのではないかと。
- ・ 今回の 1 件のみで区分処理の見方の再導入という大きなモデルの変更の議論まで言及するのはいかがなものか。
- ・ IFRS 第 9 号自体に課題を含んでいる可能性はあるかもしれないが、今回の狭い範囲の修正のみで全体の問題提起をすることについては慎重に検討した方がよいのではないかと。

第 118 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

- ・ SPPI 要件について我が国で特段の問題点が認識されているというわけでもな

いなかで、ここまでいうのはいかがなものか。

- ・ SPPI 要件には問題はあると認識しているが、現時点で包括的な見直しを求めることは現実的ではないため、中期的な課題として IASB に提言してはどうか。
- ・ 個別の商品ごとに対応することは基準の複雑性を増大すると考えられるため、言及しておくことが考えられる。

(3) 今回の IFRS 第 9 号の狭い範囲の修正案について

5. 上述したように、本来は現行の IFRS 第 9 号の包括的な見直しや考え方の再整理が必要な面もあると考えられるが、IASB が今回の議論について緊急性が高いものとして認識していることに鑑み、狭い範囲の修正案にどのように対応するのかを検討する必要があると考えられる。

その場合、今回の提案については、以下のような点が論点となりうると考えられるがどうか。

- ① 現在のスタッフ・ペーパーどおりの記載が結論の根拠に記載されることにより、現行の B4. 1. 11 項(b)の「合理的な追加の補償」が「正の補償」である場合についても、その範囲・内容が市場金利要素のみに限定されると解釈される可能性があるのではないか。
- ② 提案されている「追加的な適格要件（企業が当該金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少）」な場合について、実務上の対応が難しいのではないか。

第 11 回 IFRS 適用課題対応専門委員会で聞かれた意見

- ・ 「追加的な適格要件」についてコメントする際には、この要件を設けること自体に反対しているという誤解を与えないように慎重に行ってほしい。

第 118 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

- ・ 「正の補償」も市場金利差異によるものに限定しているのかという点を確認するのはよいのではないか。
- ・ 「僅少な」のレベル感について、単にアウト・オブ・ザ・マネーであることを求めているのか、B4. 1. 12 項と同じレベルを求めているのかを確認することは意味があると考えられる。

第 355 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

- ・ 公開草案の段階で発言することも考えられる。

(別紙2)

2017年3月開催のASAF会議におけるその他の参加者の発言

1. 当委員会及びこれに関連する発言を除く、参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(1) 金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少な場合とする点に関連して、「合理的な追加の補償」には市場変数などの将来事象により発生するものは含めるべきではない。(GLASS)

(2) IASBの暫定決定には同意するが、当初認識時の期限前償還要素の公正価値が僅少であるかどうかを判定する追加的なガイダンスが必要である。また、IFRS-ICで本論点を取り上げるにあたり、各国の基準設定主体に対するアウトリーチは実施されていないようであるが、IASBが本論点について、広範かつ緊急性が高いと判断したプロセスについて確認したい。AOSSGメンバーの中でも、対象となる金融資産を保有していたのは1か国のみであった。(AOSSG)

⇒IFRS-ICは、要望書に記載された論点について、実務上のばらつきがあるかどうかを調査するためにアウトリーチを実施するが、本論点に関しては、IFRS第9号を適用済の企業は非常に少ないことから実務上のばらつきはない。したがって、IFRS-IC会議ではアウトリーチは行わず、本論点の概要を説明したうえで、そのコメントをIASBに提出している。影響の把握という点に関しては、かなり多くの関係者と話している。(IASBスタッフ)

⇒IASBは影響が大きい新基準の導入支援に重点を置いていることから、本論点を取り上げた。本論点に関連する用語の定義等の問題に関しては、公開草案に対するコメントを分析し、導入支援の目的の範囲内で対応できるものと、そうでないもののバランスをとって対応しようとしている。(IASB Lloyd 副議長)

(3) 本論点に対応することにより、波及効果として他の同じような要望があげられる可能性がある。すべてについて議論することは困難であると考えられるため、なぜこの論点に対応するのかを十分に説明する必要があると考えられる。また、EUでは、現行のスケジュールでは発効日前にエンドースメント手続が完了しないことが予想される。(ドイツ)

(4) EUでは、スイスの他にイギリス、ドイツ、フランス、イタリアでも対称的な期限前償還オプションが存在している。まず、EUではエンドースメント手続に関する懸念

がある。また、本論点が、明確化ではなく実質的な変更であるとするかどうかについて疑問がある。IFRS-IC では、補償はオプションを行使した側が支払うものであるという意見が多かったようであるが、補償をだれが支払うかにかかわらず、補償の内容がより上位の原則である元本と利息のみであるかどうかによって SPPI 要件を満たしているかを考えるべきである。なお、スイスでは「負の補償」は基本的な融資の取決めと完全に整合していると理解されている。(EFRAG)

⇒個人的には、IFRS 第 9 号は個人の考えによって元本及び利息が決まるとしているわけではないということを改めて明確に示す機会でもあると考えている。(IASB Lloyd 副議長)

⇒IFRS 第 9 号は、「合理的な補償」の内容は市場環境によって異なるという見解をとっておらず、柔軟に解釈できる余地は少ないと考えている。(IASB スタッフ)

- (5) 本論点について、新たな解決策をこれから考えるのであれば、IAS 第 39 号における組込デリバティブの区分処理も、最も目的適合性のある情報を提供する選択肢の一つとして考えられるのではないか。(南アフリカ)
- (6) カナダではエンドースメント手続の問題の他に、翻訳に対応するための時間が必要である。また、IFRS は信用組合や小規模組織にも適用されることから、期限前償還要素の公正価値が僅少であるかどうかの判断も含め、十分に理解するための導入支援が必要である。(カナダ)
- (7) IASB の決定及び修正をなるべく早く完了させる取組みを支持する。ただし、中国は近く IFRS 第 9 号に完全にコンバージェンスした金融商品会計基準を公表する予定であり、いったん会計基準を公表するとその修正が困難であるため、公開草案を早期に入手して文言等を確認したい。(中国)
- (8) IASB の暫定決定を支持する。オーストラリアでは、対称的な期限前償還オプションが存在している。該当する金融資産を取得する場合でも、期限前償還要素の公正価値が僅少であると判断できるかという点について懸念が残っている。(オーストラリア・ニュージーランド)
- (9) 金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少な場合という要件を設ける目的について疑問がある。金融資産の組成時には期限前償還要素が僅少又はゼロとなるように設計されていても、本論点の対象となる期限前償還要素の公正価値は市場金利に連動するものであることから、同じ商品を一年後に購入する場合、当初認識時点における期限前償還要素の公正価値は僅少ではない可能

性がある。(米国)

(別紙3)

IASB ボードによるこれまでの議論の概要

1. 以下に、対称的な期限前償還オプションに関する IASB ボードによるこれまでの議論の概要を記載している。

背景

2. IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）は、負債性金融商品の契約条件に、「対称的な (symmetric)」期限前償還オプションが含まれている場合、当該負債性金融商品は SPPI 要件¹²を満たす契約上のキャッシュ・フローを有しているのかについて質問を受けた。
3. 今回の議論において、「対称的な」とは、期限前償還額が当初契約条件による元本及び元本残高に対する利息の未払額より上回る可能性もあれば下回る可能性があることを指しており、IFRS-IC に寄せられた質問では、具体的には、以下の期限前償還オプションについて取り上げられている¹³。
 - 対称的な損失補償による期限前償還オプション (symmetric ‘make whole’ prepayment options)
 負債性金融商品の発行者（債務者）に対し、期限前償還時の市場金利により当該商品の契約上の残存キャッシュ・フローを割り引いた金額を反映した金額を期限前償還価格として期限前償還を行うことを認めるオプション
4. IFRS-IC に寄せられた今回の質問では、発行者（債務者）のみが対称的な損失補償による期限前償還オプションを有することが前提とされている。この場合、期限前償還価格の算定の基礎となった期限前償還時の市場金利が、負債性金融商品の実効金利より高い場合には、期限前償還額は、当初契約条件による元本及び元本残高に対する利息の未払額を下回り、その差額は負債性金融商品の保有者（債権者）が実質的に負担

¹² SPPI 要件を満たす契約上のキャッシュ・フローを有する負債性金融商品は、企業の事業モデルにより、償却原価(IFRS 第9号4.1.2項)若しくはFVOCI (その他の包括利益を通じて公正価値) (同4.1.2A項)により事後測定される。なお、今回の要望書において、負債性金融商品は期限前償還オプションが付されていないならば、SPPI 要件を満たす契約上のキャッシュ・フローを有しており、企業の事業目的により、償却原価若しくはFVOCIに分類されることが前提とされている。

¹³ 要望書では、公正価値による期限前償還オプション（負債性金融商品の発行者（債務者）に対し、期限前償還時の公正価値を期限前償還価格として期限前償還を行うことを認めるオプション）も取り上げられていた。

することとなる。

5. 質問者は、前項のように負債性金融商品の発行者側が期限前償還オプションを行使したにもかかわらず、これによる実質的な負担を保有者側が受け入れなければならないような場合の期限前償還オプションの取扱いについて、考えられる2つの見解をあげ、この保有者による負担はB4.1.11項(b)の「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」に該当するため、SPPI要件の評価に影響を与えないことでよいかと質問している（見解1）。

(1) SPPI要件の評価には影響を与えない。（見解1）

(2) SPPI要件の評価に影響を与える（SPPI要件を満たさない。）。（見解2）

2016年11月開催のIFRS-IC会議における議論の内容

（IASBスタッフによる分析）

6. IASBスタッフは、B4.1.11項(b)は、IFRS第9号の前の金融商品に関する会計基準であったIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の定めと類似する点があることに留意した。特に、主契約である負債性金融商品に組み込まれた期限前償還オプションが、主契約と密接に関連しているとみなされる場合の例示¹⁴は、債務者が負債性金融商品を期限前償還する結果として、債権者が被ることになる金利の喪失（すなわち、債権者の再投資リスクによる経済的損失）を補償する必要があるような状況を考慮していることに留意した。
7. ただし、B4.1.11項(b)では、発行者（債務者）が負債性金融商品を期限前償還する場合だけではなく、保有者（債権者）が負債性金融商品を満期前に発行者に売り戻す場合についても言及されており、契約の期限前償還に関し、両者のうちいずれが補償を支払うのかは特定されていない。この理由についてIASBスタッフは、B4.1.11項(b)は、多くの場合、契約を満期前に終了させるオプションを行使した側が、この選択を受け入れざるを得ない相手方に対して補償することが求められているという事実に対応するものだと考えた。
8. 上述した分析の結果、IASBスタッフは、B4.1.11項(b)の「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」は、期限前償還オプションを保有する側がオプションを行使することにより、期限前償還を受け入れなければならない相手方への補償が必要と考えられる状況を想定していると考えられることから、今回の要望書に記載された対称

¹⁴ IAS第39号AG30項(g)及びBC40B、BC40C項参照。

的な損失補償による期限前償還オプション及び公正価値による期限前償還オプションは、いずれも SPPI 要件を満たしていないと結論づけた。

(IFRS-IC 会議で示された主な意見)

9. 多くの IFRS-IC メンバーは、IASB スタッフの分析どおり、B4.1.11 項(b)は、契約を終了させるオプションを行使する側が、相手側に対し、補償あるいはペナルティを支払う場合（「正の補償」）と解釈されるべきという見解であったが、IFRS 第9号の要求事項がわかりやすいかどうかという点については、様々な意見があった。特に、マイナス金利であっても SPPI 要件を満たすと考える場合に、「負の補償」について別の取扱いをしなければならないとする理由がわからないとの意見があった。

(IFRS-IC 会議での議論の結果)

10. 議論の結果、IFRS-IC メンバーから IASB ボードに対し、以下の内容の提案が行われた。
- (1) 今回の議論を踏まえ、要望書に記載されたものだけでなく、実務上存在する、より幅広い期限前償還オプションを考慮に入れた上で、IFRS 第9号における要求事項を修正することを検討すること。
- (2) 対称的な損失補償による期限前償還オプションが付されていることのみをもって SPPI 要件を満たさないこととなる金融商品に関し、最も目的適合性のある有用な情報が提供されるような測定方法を検討すること。ただし、数人の IFRS-IC メンバーは、対称的な損失補償による期限前償還オプションが付されている金融商品の測定方法を一律に償却原価にすることは適切ではないと考えられることから、対象を定義することは困難であることに留意した。

2016年12月開催のIASBボード会議における議論の内容

(IASB スタッフの分析及び提案)

11. IASB スタッフは、これまでの分析に加え、以下の点を踏まえ、対称的な損失補償による期限前償還オプションに対する IFRS 第9号の限定的範囲のプロジェクトを適用及び維持管理プロジェクトとして基準開発のアジェンダに加えることを提案した。
- (1) IASB スタッフは、実施した特定の金融機関及び業界団体との非公式な会談や IFRS-IC メンバーからのインプットから、法規制市場環境を理由として対称的な損失補償による期限前償還オプションが含まれる金融資産は実務において広く普

- 及しており、(特定の状況において)強制される契約もあれば、認められる契約もあることを理解した。
- (2) 金融資産の事後測定方法が償却原価であるか、純損益を通じた公正価値によるかは重大な問題である。資産の契約上のキャッシュ・フローを評価するという IFRS 第 9 号における要求事項の目的は、実効金利法が目的適合性のある有用な情報をもたらす金融商品を識別することである。IASB の考えでは、実効金利法が適切なのは、元本及び利息のみを表す「単純」なキャッシュ・フローを有する金融商品だけであり、IASB スタッフは、この原則を維持することが重要であると考えている。
- (3) IASB スタッフは、対称的な損失補償による期限前償還オプションが含まれる基本的な融資の取決めについては償却原価で測定した方が、IFRS 第 9 号における分類及び測定の目的をより達成する可能性があるのではないかと考えている。ただし、IFRS 第 9 号における期限前償還オプションに対する現行のガイダンスは、他の多くの種類の契約に対しては分類及び測定の目的を満たすと引き続き考えている。
- (4) IASB スタッフは、IFRS 第 9 号の修正は要望書に記載されたような対称的な損失補償による期限前償還オプションに限定すべきではないという IFRS-IC の提案には同意するが、短期間で可能な解決策を開発するためには、範囲を適切に限定した上で限定的範囲のプロジェクトにとどめて対応した方がよいと考えている。

(IASB ボード会議での議論の結果及び聞かれた意見)

12. ボードは対称的な損失補償による期限前償還オプションが付された金融資産に関し、IFRS 第 9 号の狭い範囲を修正するプロジェクトを進めることに同意した。ただし、会議では、以下のような意見が聞かれた。
- (1) IFRS 第 9 号の開発にあたり、ボードは特定の金融商品のみ (IFRS 第 9 号で用いられている用語によれば、元本と利息の支払いのみを表す「単純」なキャッシュ・フローのみ) が償却原価による事後測定に適格であることを保証するような条件を慎重に審議したことを考えると、SPPI 要件の例外を作ることに懸念がある。
- (2) IFRS-IC メンバーが提案するように、対称的な損失補償による期限前償還オプションが付されている金融商品を一律に償却原価により測定することは適切でないと考えられるため、例外の提案にあたっては IFRS 第 9 号における分類と測定の要求事項を支える原則がそのまま残るように、狭い範囲かつ「特に正確な

(surgically precise)」方法で行われるべきである。

- (3) 特定の種類の金融商品に対応することにより、今後、例外の導入を求める声が多くなり、その都度、基準の修正が必要となる可能性があることに懸念がある。
- (4) IFRS 第9号自体は既に早期適用されている国があり、例外の提案にあたっては経過措置や発効日に留意すべきである。
- (5) IFRS 第9号の強制適用日が近づいていることから、検討するのであれば迅速な対応が必要と考えられる。

2017年1月開催のIASBボード会議における議論の内容

13. IASB スタッフは、以下の理由から、対称的な期限前償還オプションが付された特定の金融資産について、例外の範囲を「契約の早期終了に対しての合理的な負の補償」となる事実を除き、B4.1.11項(b)の要求事項を満たす対称的な期限前償還オプションに限定した狭い範囲のSPPI要件の例外を提案した。

- (1) 上述したIFRS-ICに提出された要望書に記載されているような、期限前償還時の市場金利に基づき期限前償還価格を算定する「対称的な期限前償還オプション」が付された金融資産、及び「非対称的な期限前償還オプション（オプションを行使した側のみ追加負担を負うもの）」が付された金融資産の期限前償還額は、いずれも元本及び元本残高に対する利息の未払額に市場金利の変動に相当する額を加減した金額であり、異なる性質の契約上のキャッシュ・フローをもたらすものではない。すなわち、「対称的な期限前償還オプション」は「非対称的な期限前償還オプション」と比較して、「負の補償」であってもキャッシュ・フローが発生する「符号」を変更しているにすぎないと考えられる。

したがって、特定の対称的な期限前償還要素から発生する契約上のキャッシュ・フローに対しても、実効金利法（償却原価測定）の仕組みを適用することが、財務諸表の利用者に有用な情報を提供すると考えた。

- (2) しかし、提案された例外は他の期限前償還オプションは対象としない。つまり、期限前償還オプションが補償支払額の「符号」以外の理由によってB4.1.11項(b)の要求事項を満たさない期限前償還額は、提案された例外においても満たさないことになる。IASB スタッフは、B4.1.11項(b)の要求事項を開発した際にボードが着目したのは、期限前償還される金融商品と「新しい（置き換えられた）」金融商品との金利差異に対する補償を含めた期限前償還額の取扱いであっ

たと考えている。すなわち、契約の早期終了により失われた債権者の金利収益（あるいは債務者の追加の金利費用）のおおよその現在価値である。

- (3) 結果として、例えば、株価指数又はコモディティ指数による変動を反映する支払額が含まれた期限前償還額は、例えそれが契約を終了させる当事者にとって「正の」金額であったとしても、B4.1.11 項(b)の要件は満たさないことは今回の提案でも変わらない。同様に、公正価値による期限前償還が可能な金融資産（あるいはヘッジ手段を終了させるために公正価値で計算される「コスト」を含んだ金額により期限前償還が可能な金融資産）も、期限前償還額が契約の早期終了による単純な金利差異の補償以外に多くの要因を含むため、B4.1.11 項(b)の要件を満たさない（このような複雑性のより高いキャッシュ・フローは、公正価値による測定がより適切である。）。ゆえに、このような期限前償還額は今回の提案の対象外である。

14. さらに、IASB スタッフは、「追加的な適格要件」として、「企業が当該金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少である」場合にのみ、対称的な期限前償還オプションが付された金融資産を償却原価（もしくは FVOCI）での事後測定に適格とすることを提案した。

- (1) 「負の補償」は、債権者に対し元本を回収できないこと、あるいは、債務者に対し当初の債務より多額に支払うことを強制することから、基本的な融資の取決めと整合していないため、SPPI 要件の例外となる。この提案が IFRS 第 9 号における分類及び測定の基本的な原則である SPPI 要件及び基本的な融資の取決めの概念の例外に該当することや、償却原価測定範囲を不必要に拡大することを避けるために、「追加的な適格要件」を設けることが適切であると考えた。

- (2) この「追加的な適格要件」の要求事項は、現行の IFRS 第 9 号における他の期限前償還オプションの限定的な例外規定（IFRS 第 9 号 B4.1.12 項）とも整合している。

15. IASB ボード会議では、対称的な期限前償還オプションについて、次のことが暫定的に決定された。

- (1) 下記の場合に、対称的な期限前償還オプションの付いた金融資産が償却原価での測定、又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適格となるような IFRS 第 9 号の狭い範囲の修正を提案する（当該金融資産が事業モデルの要件を満たすことが前提となる）。

- i. 当該金融資産が IFRS 第 9 号の B4.1.11 項(b)の要求事項（契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみである期限前償還可能な金融資産）を

満たすはずのところ、期限前償還要素の対称的な性質の結果として要求事項を満たさない。かつ、

- ii. 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少である。
- (2) この狭い範囲の修正の発効日を、2018年1月1日以後開始する事業年度(IFRS第9号の発効日と同じ)とすることを提案し、公開草案に、発効日をもっと遅くして早期適用を認める方が適切かどうかに関する質問を記載する。
- (3) 修正案の遡及適用を要求する。

2017年2月開催のIASB会議における議論の内容

- 16. 2017年2月のIASBボード会議において、IASBスタッフから修正案に関する公開草案のコメント期間を30日間とする旨が提案され、IASBボードに対し、適切なデュー・プロセスが完了したことを確認するとともに、書面投票手続に向けて公開草案の準備を進めてもよいかを確認された。
- 17. IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブックでは、公開草案に対するコメント期間について以下のように定められている。IASBスタッフは今回のIFRS第9号の狭い範囲の修正案は「事項の範囲が狭く、緊急性がある」ものであるとしている。

デュー・プロセス・ハンドブック6.7項(強調は事務局による追加)

IASBは、通常、公開草案に対するコメントについては120日の最低期間を与える。事項の範囲が狭く、緊急性がある場合には、IASBは30日を下回らないコメント期間を検討することができるが、120日未満の期間を設定するのは、デュー・プロセス監督委員会(以下「DPOC」という。)と協議して承認を受けた場合のみである。

- 18. IASBスタッフは、今回のIFRS第9号の狭い範囲の修正案が「緊急性がある」とする理由について以下のように考えている。
 - (1) IFRS第9号は2018年1月1日以後開始する事業年度から適用されるため、企業がIFRS第9号と同時に修正案を適用することが可能となるよう、可能な限り早く最終化する必要がある。修正案をIFRS第9号の発効日までに最終化できないことは、影響のある企業にとって、非効率かつ負担が大きい。IFRS第9号の適用にあたり、特定のポートフォリオを公正価値測定に変更することは企業にとってかなりのコストを要する。公正価値測定は修正案をIFRS第9号の発効日と同時に適用することになれば不要なものとなる。

- (2) DPOC は 2017 年 1 月に開催された会議において、30 日を下回らないコメント期間とするスタッフの提案に同意した。
- (3) IASB スタッフは、特定の金融機関及び業界団体から、この論点に関しては緊急の対応が必要であることを強調するフィードバックを受け取っている。IASB スタッフは、多くの場合、今回の修正案の影響を受ける作成者は、現行の IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」¹⁵を適用するにあたり必要だったのであることから、対象となる期限前償還オプションが付された金融商品に関して要求される情報を既に有しているだろうと考えている。したがって、今回の修正の適用は作成者にとって負担とはならず、修正の公表から発効日までの期間は比較的短期間でよいと考えている。
19. また、IASB スタッフは今回の IFRS 第 9 号の狭い範囲の修正が「事項の範囲が狭い」とする理由について、提案された例外の範囲はかなり限られており、IFRS 第 9 号における分類及び測定の要求事項を支える原則は変更されないことを強調している。さらに、今回の修正は該当する金融商品を有するような利害関係者にしか影響を与えないとしている。
20. IASB スタッフは今後のプロジェクト・タイムラインも考慮して、公開草案について 30 日を下回らないコメント期間とすることを提案している。IASB スタッフは、公開草案は狭い範囲の修正であることから、提案について検討し、コメントする期間としては十分であると考えている。その関連で、プロジェクトの進捗状況を利害関係者に通知するため、IASB スタッフは IASB のウェブサイトプロジェクト・ページを設けている。
21. IASB ボードは、IFRS 第 9 号の修正案の開発について必要なデュー・プロセスに準拠したことを確認し、コメント期間は 30 日とすることを暫定的に決定した。

¹⁵ IAS 第 39 号は、以下の条件をすべて満たす場合、組込デリバティブを主契約から区分して、デリバティブとして会計処理することを求めている。(強調は事務局による追加)

- (a) 組込デリバティブの経済的特徴およびリスクが、主契約の経済的特徴およびリスクに密接に関連しないこと
- (b) 組込デリバティブと同一条件の独立の金融商品が、デリバティブの定義に該当すること
- (c) 複合金融商品が、公正価値で測定し、その変動を損益認識するものではないこと

(別紙4)

関連する基準等

IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」

(付録A 適用指針)

組込デリバティブ

AG30 次の例においては、組込デリバティブの経済的特性及びリスクは、主契約に密接に関連しているもの(第11項(a))とはみなされない。これらの事例で、第11項の(b)と(c)の条件に該当していれば、企業は組込デリバティブを主契約から区分して会計処理する。

(g) 主たる負債性の契約又は主たる保険契約に組み込まれたコール、プット、又は早期償還のオプションは、次のいずれかの場合を除き、主たる金融商品とは密接に関連していない。

(i) オプションの行使価格が、各行使日において、主たる負債性金融商品の償却原価又は主たる保険契約の帳簿価額にほぼ等しい場合

(ii) 早期償還オプションの行使価格が、主契約の残存期間についての失われた金利の現在価値に近似する額を貸手に補填する場合。失われた金利は、早期償還された元本金額と金利差異の積である。金利差異は、早期償還された元本金額を主契約の残存期間にわたり同様の契約に再投資した場合に早期償還日に企業が受け取るであろう実効金利に対する、主契約の実効金利の超過分である。

そのコール又はプットのオプションが主たる負債性の契約と密接に関連しているかどうかの判定は、IAS 第32号に従って転換可能負債性金融商品の資本部分を区分する前に行う。

(結論の背景)

組み込まれた早期償還ペナルティ

BC40B 当審議会は、IAS 第39号のガイダンスに明らかな不整合を把握した。その不整合は、行使価格が早期償還(すなわち、前払)に対するペナルティを表している組み込まれた早期償還ペナルティに関するものであった。この不整合は、これらがローンに密接に関連していると考えられるかどうかに関連していた。

BC40C 当審議会は、AG30項(g)を修正することにより、この不整合を除去することを決定した。この修正は、AG30項(g)の基礎商品に密接に関連しない組込デリバティブの事例に対する例外を設けるものである。

この例外は、行使価格が、ローンが早期償還されたことによる金利収益の喪失を貸手に補償する早期償還オプションに関するものである。この例外は、行使価格が、再投資リスクによる経済的損失を減少させることにより貸手の金利の喪失を補償することを条件としている。

IFRS 第9号「金融商品」

(結論の背景)

契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する契約条件（期限前償還又は延長の要素を含む）

BC4.192 さらに、IASBは、特定の期限前償還可能な金融資産について狭い範囲の例外を設けることを決定した。

この例外は、それ以外の点では契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみであるが、期限前償還要素だけのためにその条件を満たさない金融資産に適用される。こうした金融資産は、次の3つの条件に該当する場合には、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適切となる（ただし、保有されている事業モデルの評価が条件となる）。

- (a) 当該金融資産の取得又は組成が、契約上の額面に対してプレミアム又はディスカウントで行われる。
- (b) 期限前償還金額が、実質的に契約上の額面金額及び契約上の発生した（ただし未払の）利息（これには、契約の早期終了に対する合理的な追加の補償が含まれる場合がある）を表している。
- (c) 当該金融資産の当初認識の時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。

BC4.193 この例外は、それがなければ元本及び利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じない一部の金融資産を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを要求することになる（ただし、保有されている事業モデルの評価が条件となる）。特に、IASBは、この例外が、契約上の期限前償還要素のある多くの購入した信用減損金融資産に適用されることに着目した。こうした資産がディープ・ディスカウントで購入された場合には、BC4.192項に記述した例外を別にすると、契約上のキャッシュ・フローは、契約上、当該資産が直ちに額面金額で期限前償還される可能性がある場合には、元本及び利息の支払のみではない。しかし、その契約上の期限前償還要素は、期限前償還が生じる可能性が非常に低い場合には、公正価値が僅少であることになる。IASBは、償却原価はこうした金融資産に関する有用で目的適合性のある情報を財務諸表利用者に提供すると述べたフィードバックに納得した。この例外は、契約上の額面金額で期限前償還可能な金融資産にだけ適用されるからである。したがって、期限前償還金額は、基本的な融資の取決めと整合しない変動可能性を持ち込むものではない。この変動可能性は、貨幣の時間価値及び信用リスクの要素だけから生じることになるからである。すなわち、企業は過去の予想よりも多くの契約上のキャッシュ・フローを受け取ることになり、また、

当該キャッシュ・フローを直ちに受け取ることになるからである。IASBは、変動可能性に関する情報は、キャッチアップ調整の仕組みを通じて償却原価によって適切に捕捉されると考えている。

BC4. 194 同様に、IASBは、この例外が市場金利よりも低利で組成される一部の金融資産に適用されることに着目した。例えば、このシナリオは、企業がある項目（例えば、自動車）を売却し、販売インセンティブとして、顧客に実勢市場金利よりも低利で融資を提供する場合に生じる可能性がある。当初認識時に、企業は当該金融資産を公正価値で測定し、市場金利よりも低い金利の結果として、当該公正価値は額面金額に対してディスカウントの金額となる。顧客が額面金額を満期前のどの時点でも返済する契約上の権利を有している場合には、例外がなければ、契約上のキャッシュ・フローは元本及び利息の支払のみではない可能性がある。IASBは、このような契約上の期限前償還要素は公正価値が僅少である可能性が高いと考えた。特に、金利が市場金利よりも低く、したがって当該融資が有利であるため、顧客が期限前償還を選択する可能性は低いからである。BC4. 193項での議論と整合的に、IASBは、償却原価はこの金融資産に関して目的適合性のある有用な情報を財務諸表利用者に提供するであろうと考えている。この期限前償還金額は、基本的な貸付けの取決めと整合しない変動性を持ち込むものではないからである。

BC4. 195 BC4. 193項からBC4. 194項は、金融資産が額面金額に対してディスカウントで組成又は購入される状況を論じている。しかし、IASBは、BC4. 192項に記述した例外の論拠は、プレミアムで組成又は購入される資産にも同様に当てはまることに留意し、したがって、この例外は両方の状況に対称的に適用すべきだと決定した。

以 上